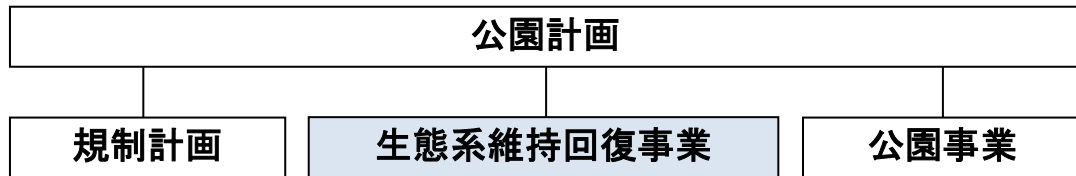


生態系維持回復事業の実施手順

(1) 公園計画における生態系維持回復事業の決定



(2) 生態系維持回復事業計画の策定

①事業目標

②事業区域

③事業内容

- ・生態系を構成する動植物の生息・生育状況、生態、生息・生育環境の調査、モニタリング
- ・生態系に支障を及ぼす動植物の防除
- ・生態系の維持又は回復のために必要な動植物の繁殖又は導入
- ・動植物の生息・生育環境の維持又は回復
- ・その他（普及啓発、調査試験研究等）

国

地方公共団体

民間

環境大臣等による確認・認定

(3) 生態系維持回復事業の実施